

# 他市区町村での不在者投票について (請求)

岐阜県揖斐郡大野町

## 不在者投票の手続きについて

### ①投票用紙及び投票用封筒の請求【選挙人 → 大野町選挙管理委員会】

「宣誓書・請求書（不在者投票）」に必要事項を記入の上、大野町選挙管理委員会まで提出（返送）をお願いします。なお、FAXによる送付はできません。また、返送に係る費用は、自己負担となります。

### ②投票用紙等交付【大野町選挙管理委員会 → 選挙人】

送付いただいた宣誓書・請求書を審査の上、後日、不在者投票証明書・投票用紙・不在者投票用封筒（外封筒・内封筒）を送付いたします。

### ③投票【選挙人】

現住所地の指定された不在者投票所にて投票してください。

（投票場所、時間は現住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。）

その際、次のものをお持ちください。

- ・「不在者投票証明書在中」とある封筒
- ※封印してあります。誤って開封すると無効となりますのでご注意ください。
- ・投票用紙
- ・不在者投票用封筒（外封筒・内封筒）

### ④【現住所地選挙管理委員会 → 大野町選挙管理委員会】

投票された選挙管理委員会から、大野町選挙管理委員会へ投票済み用紙（封筒入り）が送致されます。

なお、投票は2日7日（土）まで可能ですが、大野町選挙管理委員会に  
2月8日（日）までに到着するよう郵送期間を見越してご対応をお願いします。

【返送先】 〒501-0592 岐阜県揖斐郡大野町大字大野80番地  
大野町選挙管理委員会 宛て  
TEL 0585-34-1111